

吉野川市地方公会計新システム導入支援及び財務書類作成支援業務プロポーザルに関する質問及び回答

No.	質 問	回 答
1	<p>令和2年度末固定資産台帳の更新完了時期はいつ頃を想定していますか。</p>	<p>本市の令和2年度末時点における固定資産台帳については、現在更新業務を委託しており、契約上は令和4年1月31日を業務完了の予定時期としています。</p>
2	<p>仕様書「3 業務内容(1)ウ」で「本市が導入を予定している新公会計システムについては、「PPP Ver. 5新統一基準対応版」(株式会社システムディ社製)とし、本システムを使用して財務書類を作成する。」となっていますが、当該システムをインストールしたパソコンの借用は可能でしょうか。</p>	<p>パソコンの借用については、「吉野川市情報セキュリティポリシー」及び「吉野川市クライアントパソコン管理規定」に基づき、セキュリティ上の観点から外部への持ち出しが禁止となっております。</p>
3	<p>仕様書「3 業務内容(1)共通事項(エ)開始時における固定資産台帳は整備済みであり、令和2年度中の固定資産に係る異動の仕訳は別途行うため、固定資産に係る仕訳は本業務に含まないこととする。」とありますが、「(2)新公会計システムの導入支援(イ)既存の固定資産台帳システムからの固定資産台帳データの移行」の際に、改めて台帳に漏れがないかなどの確認は必要ないという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>固定資産台帳については、毎年更新業務を委託しており、委託業者が台帳整備を行うこととしています。したがってデータ移行の際に固定資産台帳の漏れについて確認の必要はございませんが、データ移行が正常に行われているかの確認は必要となります。</p>

吉野川市地方公会計新システム導入支援及び財務書類作成支援業務プロポーザルに関する質問及び回答

No.	質 問	回 答
4	<p>仕様書「3 業務内容(1)共通事項 エ」で「令和2年度中の固定資産に係る異動の仕訳は別途行うため、固定資産に係る仕訳は本業務に含まないこととする。」とありますが、固定資産に係る異動の仕訳はどのように行うのでしょうか。</p>	<p>仕様書「3 業務内容(1)エ」について、本市では導入予定の「PPP」にて固定資産の仕訳が自動で行われるものであると認識しておりましたが、開発元のシステムディ社に確認したところ一部自動仕訳の対象とならない部分があるとの回答をいただきました。</p> <p>対象とならない部分については仕訳作業が必要となるため、仕様書「3 業務内容(1)エ」については、「固定資産に係る仕訳は本業務に含まない」といった内容から、「一部自動仕訳の不可能な部分については仕訳を行う」旨の文言に修正しております。なお修正後の仕様書については、ホームページに掲載しますので、お手数ですが確認をお願いします。</p> <p>※仕様書の一部誤りについては、修正及びホームページへの再掲載を行っております。(令和3年9月6日付け)</p>
5	<p>仕様書「3 業務内容(2)イ」について、既存の固定資産台帳システムは何を使用していますか。</p>	<p>本市の現在の固定資産台帳システムは、「固定資産台帳管理システム」(株式会社 松本コンサルタント社製)を使用しています。</p>
6	<p>様式第6号「業務推進体制一覧表」について、実質の業務に携わる者とは、例えばデータ入力作業等に関わるのみで、対面して打ち合わせを想定していない者(必要に応じて、打ち合わせに参加することはできる者)であっても記載する必要がありますか。</p>	<p>データ入力作業のみに携わる者であっても、業務の大半の作業に従事する者であれば、実質の業務に携わる者に該当すると考えられます。</p>

吉野川市地方公会計新システム導入支援及び財務書類作成支援業務プロポーザルに関する質問及び回答

No.	質 問	回 答
7	<p>様式第6号「業務推進体制一覧表」について、必要に応じて担当者を追加することは可能でしょうか。</p>	<p>実質の業務に関わる者であれば業務担当者について追加で記載いただいても結構です。なお様式第6号について、業務担当者が様式の記載箇所数を超える場合、行の追加または複数枚の提出としても差し支えありません。</p>
8	<p>様式第7号「担当者経歴書」は様式第6号「業務推進体制一覧表」に記載した全員の経歴書を提出すればよろしいか。</p>	<p>様式第7号については、様式第6号に記載しているすべての担当者分を作成し、提出してください。</p>
9	<p>様式第7号「担当者経歴書」の⑤及び⑥について、様式の記載箇所を超えて記載してよろしいか。</p>	<p>様式第7号の当該箇所について、様式の行数を超えて記載したい場合は、新たな行を追加の上で記載して差し支えありません。</p>

吉野川市地方公会計新システム導入支援及び財務書類作成支援業務プロポーザルに関する質問及び回答

No.	質 問	回 答
10	<p>仕様書「9 その他(1)」で定期的に委託者と連絡調整を行うこととありますが、業務の性質上細かい数字の根拠となる説明が重要であると考えています。新型コロナウイルス感染症による本県の緊急事態宣言が発令されている場合を除き、基本的には貴市にて直接説明及び協議するのが効率的かつ間違いないと判断しますが、それによろしいでしょうか。</p>	<p>現在の新型コロナウイルス感染症の情勢にもよりますが、直接的な協議が効率的であるならば、その対応で差し支えありません。 なお本市においては昨今の状況下でWeb会議による協議も推進しているため、リモート形式による協議も対応可能となります。</p>
11	<p>財務会計システムにおける令和2年度の執行伝票(歳入→収入済、歳出→支出済)の総件数をお教えてください。</p>	<p>本市における令和2年度の執行伝票の総件数については、次のとおりとなります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 歳入 8,306件 ■ 歳出 31,819件
12	<p>直近の年度の財務書類作成に使われていたシステム名をお教えてください。</p>	<p>平成28年度から令和元年度まで本市の財務書類の作成については、地方公共団体情報システム機構が提供している「地方公会計標準ソフトウェア」を使用しています。</p>
13	<p>本業務の契約にあたり、保証金は必要ですか。必要な場合、その金額または算出方法をご教えてください。</p>	<p>本業務については契約保証金の納付が必要となります。 なお契約保証金については、契約金額の100分の10以上としております。</p>

吉野川市地方公会計新システム導入支援及び財務書類作成支援業務プロポーザルに関する質問及び回答

No.	質 問	回 答
14	<p>財務書類の納品は一般会計、全体財務書類、連結財務書類すべて履行期限までのご提出でよろしいでしょうか。一部前倒しで納品するものがあれば、ご教示ください。</p>	<p>納品については履行期限までに仕様書「8 成果品」の各号に明記している成果物を、すべて完成した状態で一式提出していただくこととなりますので、一部前倒しで成果物を納品していただく必要はありません。</p>
15	<p>成果品について、PPPがインストールされたパソコンも受注者が用意し納品物に含まれるという認識でよろしいですか。</p>	<p>本市で標準ソフトウェアを利用しているパソコン(Fujitsu LIFEBOOK A574/MX)にPPPをインストールすることとなりますので、パソコンの整備自体は成果品に含まれておりません。</p>
16	<p>プレゼンテーション審査の際に、Web会議の接続箇所数についての制限はありますか。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、1箇所に集合できない状況も考えられますので、1つの事業者につき2箇所まで接続可能とします。</p>
17	<p>本業務については、業務の法的専門的・社会的信用性の観点より、公会計の専門の税理士事務所と協働で作業するものと判断しますがよろしいでしょうか。 また、Webプレゼンテーション審査時に、法的な専門的知見から質問の回答や説明等の必要性から同席しても問題ないと判断しますがよろしいでしょうか。</p>	<p>実施要領「9 その他(8)」により、業務の一部を第三者に委託することは可能です。 また、当該第三者に所属する者を業務担当者等として配置する場合は、プレゼンテーション審査に出席させることができます。なお、この場合にあつては、様式第6号及び様式第7号に委託先事業者名等を漏れなく記載の上、提出してください。</p>

吉野川市地方公会計新システム導入支援及び財務書類作成支援業務プロポーザルに関する質問及び回答

No.	質 問	回 答
18	Web会議システム(Zoom)を利用したプレゼンテーションでの実施とありますが、PDF、PowerPointなどの資料を画面共有して実施してもよろしいでしょうか。	プレゼンテーション審査の際、画面共有による資料の利用は可能です。 なお利用する資料については、実施要領「5 提出書類について(1)イ」の企画提案書の内容から逸脱したものにならないよう注意してください。
19	全国的な情報の有効活用の観点より、工期厳守はもとよりホームページでの公開はいつ頃を予定しているのでしょうか。	業務の完了時期にもよるため具体的な公開日は未定ですが、遅くとも令和3年度内には公開をしたいと考えています。